### 1 議員定数に係る地方自治法の規定の変遷について

# (1) 昭和22年(地方自治法制定)

議員定数については、戦前の制度を引き継ぎ、地方公共団体の種類別に、人口規模に応じて法律で定められた。なお、いわゆる「減数条例」により議員定数を法定数から減少させることができた。

#### (2) 平成11年

#### ア 改正の経過

平成9年7月の地方分権推進委員会第2次勧告において,議会の活性化策の一つとして,「国は,議員定数について,地域の実情等に応じた組織・構成の見直しが弾力的に行えるよう,人口段階を大ぐくりにするなど,基準の一層の弾力化を図る。」との勧告が出された。これを受けて,平成10年5月に作成された地方分権推進計画の中で,「減数条例の制定状況を勘案しつつ,基準の区分を大ぐくりにするなどの見直しを行うとともに,議員定数を各団体の条例で定める方向で改正を行う。」こととされ,平成11年7月に成立した地方分権一括法において改正された。

#### イ 改正内容

- 議員定数の法定制を廃止する。
- 人口段階を大ぐくりにし、人口区分に応じた上限数を法律で定める。上限数については、減数条例の制定状況を勘案して、5万人未満を26人とし、人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、96人をもって上限とする。
- 地方公共団体は、上限数の範囲内で議員定数を条例で定める。
- ウ 京都市会における対応

平成14年3月に「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」を制定し、議員定数を上限数の72名から69名とした。

## (3) 平成23年

#### ア 改正の経過

議員定数の上限については、第29次地方制度調査会の「今後の基礎自治体及び 監査・議会制度のあり方に関する答申」(平成21年6月)において、「定数の決定 は各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき である。」とされたことを踏まえ、平成23年4月に成立した地方自治法の改正で 廃止された。

#### イ 改正内容

○ 議員定数の法定上限を撤廃する。